MGJ 支援 TEAM BATMAN 災害対策共助活動基本規定

第1章 総則

第1条(目的)

本規定は、日本国内における大規模災害発生時、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災での教訓を生かし、民間災害支援団体としての立場から地域防災に関し、各公共団体(行政)・民間団体と連携すると共に、必要な体制を事前に確立し、防災・災害支援計画の作成、災害予防、災害応急対策等、総括的災害対策の基本規定を定めることにより、総合的かつ計画的な災害支援活動の整備と推進を図り、もって公共の福祉の確保に寄与することを目的とし、平成 2 6 年 3 月 1 1 日にこれを定める。

第2条(意義)

予測困難な大規模災害の発生に備え本会を設立する。

その意義は、東日本大震災を経験した現代日本において、今後起こり得る自然災害に対し、唯一寄与可能な事は「備える」ことである。大規模災害において被災した場合、自分さえも救うことが出来ない現状を、東北被災地で目の当たりにした我々に今出来る事、後世に遺せる事は、災害に備えた相互支援のネットワークを民間レベルで構築し、そのシステムを共有してゆくノウハウである。過去における我が国で発生した大規模災害において、先人達は最大限の努力により、貴重な記録をその子孫たちである我々に遺そうと、あらゆる手段手法をもって、1000年前の悲劇を現代に伝えた。

我が国は地震大国と呼ばれる通り、狭小な国土を4つのプレートに分割された国である。 阪神淡路大震災を期に、地殻活動が活発化していると言われている今日、環太平洋地域 における各地で地殻が不安定化し大規模地震の多発、また環境変化による大型台風やゲ リラ豪雨による水害・土砂災害等が多発している現状を踏まえ、ここに我々は1000年後 の我が子孫達のために本会を設立し、災害への備えと復興復活への一助として、その取 組の全ての過程、手法等につき、実行とその記録を基に情報化し、これを後世に伝える ものとする。

第3条(災害支援協定)

- 1本組織は民間企業・団体・個人により組織されるものとする。
- 2本組織加盟に関しては、災害派遣協定締結をもって行なう。
- 3 災害派遣協定締結は、災害派遣協定書(様式1-3-2)の作成日をもって締結とし、 即時効力を発するものとする。

第4条 (用語の定義)

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 本組織の正式な名称は、「MGJ 民間災害支援組織 TEAM BATMAN」と称し、以降「TB」 記す。
- 2 TB の所在地は、千葉県船橋市高根町 1706 に置く
- 3 TBの構成は、別添組織図(様式第1-3-3)の通りとする
- 4 災害派遣活動計画責任者とは、会長及び副会長を言い、災害支援活動開始と共に その呼称を本部長及び副本部長とする
- 5 災害派遣活動要員とは、委員及び要員をいう
- 6 災害派遣活動チームとは、委員を長とする複数要員からなる組織を,いう
- 7 災害派遣活動チームの長を「チーム長(委員)」という

第2章 災害支援に関する組織

第1条 (TEAM BATMAN の組織)

災害支援組織 TEAM BATMAN (TB) は、会長及び委員、要員をもって組織する。

- 1 会長は全委員からの3分の2以上の推薦と承認をもってこれを定める。
- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、予め指定する委員がその職務を代理する。
- 4 2名の副会長を置くものとし、選出の条件は会長に準じる
- 5 委員は次の各号に揚げる者をもって充てる。
 - 1) 千葉県に在住又は、業務の本拠地を置く企業、団体の長
 - 2) 過去の大規模災害において、被災現場にて支援活動の経験を有する者
 - 3) 警察・消防の OB 等、防災の専門知識を有するもの
 - 4) 会長から指名を受けたもの
- 6 要員は成人男女をもって構成し、その資格は本章第5条に言う条件を満たした者と する。

第2条(会長の職務と権限)

- 1 本章第1条第2項の通り会務を総理する
- 2 災害支援に関する各種会議の計画指示と招集
- 3 災害支援に関する訓練の計画指示と招集
- 4 災害支援に関する広報の実施に関する計画指示と承認
- 5 災害発生時の出動判断と指示
- 6 本活動に掛かる全ての資金決裁の行使

第3条(副会長の職務)

- 1 副会長は会長を補佐する
- 2 会長に事故ある場合の会長職務の代行
- 3 委員への適確な指示の実施
- 4 各部門長(委員)の統括
- 5 本活動に掛かる、全ての資金調達計画の立案、管理と総務への指示

第4条(委員の職務)

- 1 委員は、会長・副会長を補佐する
- 2 委員は、担当する各部門を適切に指揮することに努めなければならない
- 3 委員は、担当する要員の災害支援活動における全てを把握しなければならない
- 4 委員は、平素から災害派遣活動に必要とされる情報の収集に努めなければならない
- 5 委員は、災害発生時、自主積極的に任務に当たらなければならない
- 6 委員は、チーム長を兼ねるものとする

第5条 (要員の入会選考条件)

要員は以下条件を充たすものとする

- 1 入会時満20才を超えた成人者であること
- 2 心身ともに健康で、派遣期間中のあらゆる活動に耐えられること
- 3 本組織への個人情報登録を何ら条件なく受諾できること
- 4 災害支援活動に対し、真摯にその重要性と目的を理解していること

第6条(各部門の職務)

- 1 総務(総括)
 - a-組織図の作成
 - b-参加団体・企業・個人の人定等の管理
 - c-活動日誌の作成管理
 - d-活動状況の管理
 - e-文書の受発及び管理・処理
 - f-広報活動の企画、実施及び調整管理
 - q-車両管理
 - h-装備資機材の導入検討、導入、管理、開発
 - i-訓練計画の策定と実施
 - j-メディア対策
 - k-起案(但し、起案は文書をもって行うものとする)
 - I-報告
 - m-保険関係事務処理
 - n-協定書締結事務
 - o-通信機器の整備
 - p-活動資金計画の立案
 - q-活動資金管理
 - r-新規入会者への指導・教養
- 2 第一次派遣チーム(情報収集)
 - a-活動拠点確保
 - b-各種情報収集
 - c-情報の伝達(後発チームへの経路情報等)
 - d-人命救助
 - e-行方不明者の捜索
- 3 第2次派遣チーム
 - a-活動拠点設営
 - b-第一次派遣チーム活動支援
 - c-物資輸送
 - d-人命救助

- e-行方不明搜索
- f-治安維持活動(防犯パトロール)
- g-情報伝達
- h-本部への報告連絡
- 4 第3次派遣チーム
 - a-支援物資管理・配布
 - b-瓦礫撤去
 - c-食料配布
- 5 後方支援チーム
 - a-情報集約・整理
 - b-物資調達
 - c-補給
 - d-情報配信
 - e-各機関との調整

第3章(災害の定義と具体的支援活動)

第1条(災害の定義)

本規定にいう「災害」とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、隕石等の落下その他、異常な自然現象に起因した甚大な人的被害が生ずる場合と定め、所謂災害対策基本法に言う災害の定義とは基準を異にする。また、災害対策基本法施行令に定める「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」についても、本定義外とする。

第2条(災害規模の認定と対応処置)

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに警察・消防・ 行政機関等への通報の後、遅滞なく本組織委員への報告連絡を励行すること。
- 2 インターネットを含む各種報道等により、大規模災害発生の事実を認知した場合、 情報の真偽を確認し、速やかに対応準備を整えた後、予め指定した参集場所へ自主 的に参集すること。

第3条(派遣協議)

- 1 派遣実施に関しては、会長・副会長により、各種情報を精査分析し、慎重に協議するものとする。
- 2 本協議は、災害発生から2時間以内に協議開始されなければならない。
- 3 協議の結果は、災害発生から 12 時間以内に、委員及び要員に通知指示されなければ ならない。

第4条(派遣決定)

本規定第3章第3条(派遣協議)により、派遣決定された場合、各役員及び委員は、統括又は管轄する要員に派遣決定通知を伝達しなければならない。

また、決定の内容を証する派遣決定通知内容記録を作成するものとする。

第5条(派遣指示)

- 1 派遣決定通知が通達された場合、会長・副会長は、全委員と第 1 次派遣チーム長に対し、以下の具体的指示を行うものとする。
 - a-参集日時
 - b-参集場所
 - c-派遣開始日時
 - d-派遣場所
 - e-派遣人員
 - f-派遣規模
 - g-派遣ルート
- 2 派遣指示は、文書(様式 3-5-1 派遣指示)に記録し、総務にて保管するものとする。

第6条(チーム招集)

派遣指示を受けた場合、総務、第 1 次派遣チームは速やかに予め決められた参集場所に参集する。

但し、安全性・合理性から派遣指示により参集場所が変更される場合がある。

第7条(派遣命令)

- 1 会長、副会長は、総務及び各派遣チームに派遣指示を通知するものとする。
- 2 総務及び第1次派遣チームは、派遣指示によりそれぞれ定められた参集場所に、速かに参集し、会長又は副会長からの派遣命令を受令の後、災害支援活動に従事するものとする。

第8条(情報集約と報告)

災害支援派遣に関する全ての情報は、総務及び後方支援チームで集約、分析、報告、記録、管理するものとする。

第9条(協力機関・団体等との情報交換)

副会長指示により、総務は派遣内容詳細につき、関係機関・協力団体等へ文書をもって 通知する。

第10条(派遣チームの遵守事項)

1 定期的な報告連絡

各派遣チームの長は、現地の状況・活動状況・人員の異常の有無に関し、定期的に 本部への報告連絡を行うものとする。

2 健康管理

派遣チーム員は、自己の健康管理には万全を尽くし、活動の万全を期すものとする。

- 3 装備資機材管理
 - 派遣チーム員は、自己の管理下にある装備資機材の点検管理に努める。
- 4 活動記録の作成

派遣チームの長又は、長から委託された者は、24時間を1単位とする活動記録を作成管理保管するものとする。

5 活動拠点登録

派遣チームの長は、災害支援活動の活動拠点となる場所と安全の早期確保に努め、 速やかに本部への拠点登録を行うものとする。また、安全確保への支障等、真に止 むを得ない理由がある場合を除き、みだりに活動拠点変更を行わないものとする。

6 活動区域からの理解

派遣チームの長は、拠点となる地域住民(被災者)からの支援活動への理解を得る ために最善の努力を行うものとする。

7活動規制

派遣チームの全ての活動に際し、各種法令を順守することは基より、災害現場にお

ける警察、消防、行政機関等からの指示に従い、民間災害支援活動組織としての行動 範疇をわきまえた活動に従事する。

第11条 (チームの責務)

- 1 チーム員は、本規定第2章第5条の各規定を遵守し、それぞれに与えられたその職務に対し誠意を持ってこれを遂行するものとする。
- 2 いかなる場合にあっても、社会通念に従った行動規範を保持するものとする。

第12条(自己責任と賠償及び保険)

派遣期間中における事故や受傷については、ボランティア保険の適用を主とし、一切の 保障・賠償等の責任を本会に請求しないものとする。

第13条(支援活動の中断・中止及び完了指示)

- 1 支援派遣活動中、チーム員の生命、身体に重大な危険が及ぶ虞れがある場合、チーム長の判断により、緊急避難処置として全ての支援活動を一次中断することが出来る。
- 2 支援活動の中断が長期に及ぶと判断された場合、チーム長は現地状況及び危険度等を客観的に判断し、本会担当委員又は役員にその旨を上申した後、会長の判断により全ての支援活動を中止し、撤退するものとする。
- 3 長期に渡る支援活動により、被災地環境が一次復旧又は、支援の必要性が認められなくなった場合は、速やかに活動を中止し、帰会するものとする。

第14条(次派遣チームの引き継ぎ)

- 1 先着支援チームは、原則として次派遣チームへの直接の引き継ぎと申し送りを行なうものとする。
- 2 引き継ぎに際しては、既活動内容の詳細な申し送りと、必要に応じ適切な資機材の引き継ぎを行なうものとする。

第4章(災害派遣決定基準と派遣規模)

本規定にいう災害派遣決定基準については、以下の通りとする。

第1条(即時派遣とその規模)

東日本大震災以降、発生が危惧されている次の災害が発生した場合、その被害規模の如何によらず、会長又は2名以上の副会長判断により即時派遣を実施するものとする。 尚、その派遣規模は最大とし、各加盟企業・団体からは3名以上を派遣するものとする。 但し、本条第3項の場合については、当分の間、本部機能のみを最大限稼働させること に務めるものとする。

- 1首都直下型地震が発生した場合(特に立川断層帯を震源とする場合)
- 2 東海・東南海・南海連動型地震が発生した場合
- 3千葉県東方沖アウターライズ地震が発生した場合

第2条(協議派遣)

災害の規模により、本会役員の協議により派遣決定されるものをいい、本章第1条にあ たる災害以外の全てをいう。

地震規模は震度6弱以上を協議対象とする。

尚、その派遣規模は、総支援派遣力の 60%を持って当たるものとし、各加盟企業・団体からは 2 名を派遣するものとする。

第3条(准協議派遣)

災害の規模が、本条第 2 条に規定する条項を満たし、かつ比較的小規模にとどまると思料される災害をいい、震度 5 強以上 6 弱未満を対象とする。総支援派遣力の 40%をもって支援活動に従事し、各加盟企業・団体からは 1 名を派遣するものとする。

第4条(自主参集)

本条第1条に言う規模の災害が発生した場合、各役員、委員等は予め決められた参集場 所に自主的参集を義務付けるものとする。

また、参集場所についてはそれぞれの状況を考慮し、別途指定する場合がある。

第5条(支援活動派遣期間基準)

大規模災害発生後の被害状況情報により、TB 支援活動派遣期間基準として次のように定め、様式 4-5 に示す。また、災害の規模及び復旧進捗状況により、重複派遣するものとする。

1ステージ1 (S1)

災害発生日から起算し14日間と定め、主に第一次派遣チームが担当するものとする。

2ステージ2(S2)

災害発生日から起算し 15 日目から 16 日間と定め、第一次・第二次・第三次派遣チームが重複して担当するものとする。

3ステージ3 (S3)

災害発生日から起算し、32 日目から 30 日間と定め、第二次・第三次派遣チームが一定期間を重複して担当するものとする。

4ステージ4

ステージ3派遣期間満了以降は、原則として一般ボランティアとして支援参加するものとする。

第5章(通信指示業務運営規定)

第1条(目的)

この規定は、総括規定である TB 災害対策共助活動基本規定に基づき、本組織活動の効率 的運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(拠点呼称)

支援活動本部における通信指示業務の運用拠点は、総括無線指示を TB 本部と呼称し、派遣拠点をベースと称する。

第3条(指示業務及び範囲)

通信指示業務とは、支援活動本部に掛かる通信指示システムの運用によって行なう、活動指示及びその伝達並びに必要事項の手配、報告、災害情報の提供をいう。

第4条(統括)

総務及び後方支援担当副本部長は、支援活動本部において通信指示業務の円滑適正な運用を期するため、これを統括するものとする。

第5条(大規模災害発生時の緊急措置)

総務及び後方支援担当副本部長は、大規模災害の発生及び要員派遣中の二次災害等の発生に対処するため、予め主管委員との協議に基づき、次に掲げる必要事項について、派遣要員に対し、次の緊急措置を行わせるものとする。

- 1無線装備要員に対する配置運用
- 2派遣要員に対する情報収集指示
- 3派遣先拠点(ベース)に対する緊急情報の通知及び続報
- 4隣接災害派遣団体及び行政が統括する災害対策本部に対する連絡、通報及び協力要請
- 5部外関係団体(NPO等)に対する情報提供と協力要請

第6条(教養訓練)

- 1総務及び後方支援担当副本部長は、指示業務の適正な運用を図るため、教育訓練の重点項目を定めると共に、その実施につき主管委員に指示及び指導監督するものとする。
- 2派遣チーム担当副本部長は、総務及び後方支援担当副本部長が定める教養訓練の重点 項目に基づき、派遣チーム担当各委員及び要員に対し、必要な教養訓練を実施しなければならない。

第7条(指示業務従事の委員・要員の心得)

TB 災害対策本部通信指示業務に従事する委員及び要員及び、携帯無線機を携行する派遣 チーム要員は、その活動と無線通信の運用に関し、次に掲げる事項に留意しなければな らない。

- 1 災害現場における活動に際し、秘密の保持(個人情報保護)に必要がある場合は、無線機に音量調整若しくは電源断の措置を講じること。
 - 但し、電源断の措置を講ずる場合は、予めチーム長、ベース、TB 本部へ連絡の後に行なうものとし、開局後は速やかに開局報告をするものとする。
- 2無線局等の運用中は、受信漏れ、応答遅延等のないよう留意すること。
- 3ベース通信担当要員は、活動中の派遣要員等携帯無線機を使用している要員等の災害 支援活動状況を把握し、その効率的運用と安全確保に万全を期すこと。
- 4携帯無線機を所持する委員及び要員は、災害派遣活動中を通じ、無線通信機器の保守 と管理、整備には万全を期し、常に正常使用出来るよう務めること。

第8条 (無線通信要領)

災害派遣活動における無線通信要領については、別にこれを定める。

第6章(細則)

本規定各条については、随時内容を確認協議し、実情に照らし実情にそぐわない場合は、 遅滞なくこれを改正するものとし、各条細部については、規定細則(TEAM BATMAN 災害 対策共助活動基本規定細則)をもって補足するものとする。

第1条 (活動時の服装)

災害支援活動中及び訓練時その他、会長から特別な指示のある場合は、本条に定める服装を着用することとし、次の通り服装を規定する。

- 1委員以上の者の服装を次の通り定める。
 - a-本会指定の上下分離型の作業用活動服する。
 - b-服色はオレンジ色とする。
 - c-上衣左胸・両肩部分に本会徽章を貼付する。
 - d-帽子、靴については任意の通りとする
- 2第1次派遣チームの服装
 - a-本会指定の上下分離型の作業用活動服する。
 - b-服色はオレンジ色とする。
 - c-上衣左胸・両肩部分に本会徽章を貼付する。
 - d-頭部保護用へルメットを着用するものとする。(活動時のみ)
 - e-作業用手袋を着用するものとする
 - f-セイフティーベストを着装するものとする。
 - q-乗車用ブーツ(作業兼用)を着用するものとする。
- 3第2次派遣チームの服装
 - 第1次派遣チームの服装に準ずる
- 4第3次派遣チームの服装

原則として第1次派遣チームに準じ、例外として被災者に配慮し緊急的状況を感じさせない一般的な服装を可とする。

5総務チームの服装

総務担当責任者の服装は本条第1項の規定に準じ、その他は活動に適した任意の服装とする。

6後方支援チームの服装

活動に適した任意の服装とする。

第2条(装備・携行品)

1本部の装備

本会の活動本部には、次の支援活動資機材を装備及び備蓄する。

- a-食料
- b-飲料水
- c-寝具(寝袋・毛布等)

- d-架設電話
- e-携帯電話
- f-衛星電話(IsatPhone)
- g-パーソナルコンピューター
- h-FAX
- i-アマチュア無線機(基地局用)
- i-プリンター
- k-その他必要とされるもの
- 2総務チームの装備

本部装備に準ずる

3後方支援チームの装備

本部装備に準ずる

- 4派遣チームの装備
 - a-移動用兼宿泊用車両
 - b-発電機(ジェネレーター)
 - c-燃料携行缶
 - d-オフロードバイク (排気量 250cc まで)
 - e-整備用工具
 - f-予備部品(タイヤ・チューブ等)
 - g-パンク修理キット
 - h-燃料系加熱器具

i-シュラフ

j-テント

k-その他個人装備

I-ドローン

第3条(派遣車両)

災害派遣チームが支援活動に使用する車両については、次の通りこれを定める。

- 1 使用車両については、当該車両詳細を予め本会に登録するものとし、真に止むを得ない場合の他、災害派遣活動に未登録車両を使用しないものとする。
- 2 使用車両登録については、TB 災害派遣登録車両申請書(様式第 6-3-2)により、車種、登録ナンバー、所有者、車両の塗色等を詳細に記載し、車検証の写しを添えて登録するものとする。
- 3 災害発生最初期に本活動に従事する派遣チーム員車両には、特に車載用無線機の搭載 を優先する。
- 4TB 登録派遣車両には、視認しやすい場所にTB 章等を貼付すると共に、災害派遣表示を確実に行なうものとする。
- 5TBR 車両についても、本条規定と同一とする。

第4条(徽章)

TB 徽章については、本規定に基づき TB 徽章表(様式 6-4)に定める通りとする。

第5条(活動ベース日課時限)

災害派遣時の日課時限は、TB 災害派遣活動日程(様式 6-5)の通りこれを定める。

第6条(支援活動派遣範囲と活動範囲)

- 1 TB 支援活動範囲につき、派遣先は原則として日本国内全域とする。
- 2 派遣先における活動範囲は、拠点となるベースを中心に半径 20 キロ圏内とする。

第7条(記録物の管理)

TB 支援活動中における活動に関した記録物については、TB 本部及び活動ベースにおいて、当該拠点の責任者がこれを保守管理する。

第8条(支援活動中の拾得物)

1派遣先における災害支援活動において拾得した物(拾得物)については、各拾得者が 拾得場所、時間、拾得物詳細を正確に記録し、拾得物報告書を作成し、活動拠点責任者 に適正に引き継ぐ。

2拠点責任者は、拾得者から引き継いだ拾得物に対し、各種法令(遺失物法等)に従い、 厳正にこれを管理し、出来る限り速やかに警察署(警察官)又は、現地災害対策本部へ 届けるものとする。

第9条(情報の保護と秘匿)

災害派遣活動中に知り得た情報につき、活動拠点責任者の許可無く、みだりにこれを口外し、若しくは報道機関等のメディアに情報提供することを禁ずるものとする。

第10条(活動の限界)

災害支援活動中、更なる災害(二次災害を含む)発生の虞れがある場合、本部長判断により全ての活動を中止又は中断し、安全の確保を第一優先とする。

第11条(補給の制限)

TB活動ベースへの補給に関しては、食料及び燃料等の他、真に支援活動に必要な物品のみに留めるものとする。

第 12 条(TB 活動ベースの機能)

被災地における活動拠点となる TB 活動ベースの機能は次の機能要件を満たすものと

- し、必要とされる物品及び機器を備える。
- 1情報の伝達
- 2情報の管理
- 3通信
- 4会議
- 5糧食の補給(自炊)
- 6簡易療養
- 7衛生管理

第13条(連携)

TB活動要員は被災地における活動を通じ、活動エリアを同じくする他のボランティア 団体と連絡を密にし、情報の交換等相互共助の観点から積極的な連携体制を構築するも のとする。

第14条 (TB 訓練教養の実施)

本規定第2章第6条第1項に基づき、以下の要件を満たす訓練計画を定期的に企画・立 案・実施するものとし、総務をその主管とする。

- 1被災地の実態に即した内容であること
- 2あらゆる災害を想定した内容のものであること
- 3組織対応に則したもの
- 4本規定を遵守するもの
- 5支援活動に必要な技術や知識を習得できるもの
- 6TB 派遣要員の安全を第一に考慮したもの

第7章(緊急避難サービス登録制度)

本章は、今後起こり得る自然災害の脅威に対し、東日本大震災支援活動での経験を基に、 千葉県内における災害危険箇所を正確に把握し、支援ボランティア活動の拠点となる施設 等を予め指定準備する事により、迅速かつ適確な支援活動の実現と合理化を促進し、もっ て県民の生命・身体・財産の保護等共助支援の観点から積極的に貢献し、危険エリアに居 住する県民(被災者)への早期支援活動の実現を目指すものとする。

第1条(緊急避難場所「セイフティーエリア (SE)」の指定と提供)

本会員は、自ら所有権又は管理権を有する敷地、施設につき、大規模災害発生時に一次的避難場所として積極的にそれらを提供し、SEの確保拡大に務めるものとする。

第2条(協力依頼)

本会員は、本章の主旨を良く理解し、本会未参画の企業・団体・個人に対し、積極的に SE 提供依頼を行なうものとする。

第3条 (緊急時の SE サービス)

大規模災害発生時、SE における被災者への提供サービスは次の通りとする

- 1 大規模災害発生時の一次避難場所の提供
- 2 水・食料の提供
- 3 情報の提供(災害情報)
- 4 事前登録による衛星通信回線(電話)を使用した安否情報の発信
- 5 災害支援ボランティア団体受入と活動拠点提供

第4条(平常時の SE サービス)

- 1 防災情報とハザードマップの掲示及び配信配布
- 2 避難ルート情報受理とデータ化及び配信
- 3 事前登録受理等の事務処理
- 4 避難訓練実施
- 5 災害ボランティア団体との情報交換

第8章(災害基準)

災害発生時、派遣考査基準は以下の通りとする

- 1、レベル1 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の1.5% に達する規模の災害
- 2、レベル2 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の10%に達する規模の災害
- 3、レベル3 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の 20% に達する規模の災害
- 4、レベル4 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の30% に達する規模の災害
- 5、レベル5 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の50% に達する規模の災害
- 6、レベル6 行政からの避難指示・避難勧告が出され、避難者数が各市町村人口の70% に達する規模の災害